

令和7年度 第2回居宅介護支援事業者集団指導

目次

- 1 次期事業計画策定に向けた各種アンケート調査の実施について（依頼）
（介護保険課管理相談係） 資料 1(P1～2)
- 2 電子申請・届出システムでの申請書類の提出について
（介護保険課施設整備・事業者指定係） 資料 2（P3～4）
- 3 板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金について
（介護保険課施設整備・事業者指定係） 資料 3(P5～6)
- 4 東京都が実施する介護人材対策について
（介護保険課施設整備・事業者指定係） 資料 4(P7～24)
- 5 介護保険・総合事業サービスご利用状況のお知らせ（給付費通知書）の発送 について
（介護保険課給付係） 資料 5(P25～27)
- 6 厚生労働省策定資料改訂のお知らせ
（介護保険課指導係） 資料 6(P28)
- 7 障がいのある方の障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について
（障がいサービス課板橋・赤塚・志村地域支援係） 資料 7(P29～30)
- 8 みつかーる板橋 医療・介護・障がい・通いの場情報MAPシステムリニューアルのご案内
（おとしより保健福祉センター地域ケア推進係） 資料 8(P31～32)
- 9 郵便等による不在者投票について
（選挙管理委員会事務局） 資料 9(P33～34)
- 10 板橋区防災メール配信システムの登録のお願い
（防災危機管理課危機管理係） 資料 10(P35～36)
- 11 いたばし防災＋アプリのダウンロードのお願い
（防災危機管理課危機管理係） 資料 11(P37～38)
- 12 ネットワーク通信
（くらしと観光課消費者センター） 資料 12(P39～40)
- 13 第 29 回板橋区医師会医学会区民公開講座について
（板橋区医師会事務局） 資料 13(P41～42)

令和7年11月4日

区内介護サービス事業所 各位

次期事業計画策定に向けた各種アンケート調査の実施について（依頼）

日頃から板橋区の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

介護保険課では、今後の介護保険事業運営の参考とするため、令和7年11月10日より、区民向けの各種アンケート調査及び介護サービス事業所調査の実施を予定しております。

区民向けの各種アンケート調査につきまして、貴事業所の利用者の方々のお手元に届き、ご相談をお受けになった場合は、是非ご回答くださるようご案内いただければ幸いです。

また、介護保険ニーズ調査と同時期に、区内の介護保険サービス事業所を対象とする介護サービス事業所調査を実施いたします。こちらは、各事業所の運営状況やサービス提供における現状や課題、板橋区への要望等についてご回答いただくものです。

次期計画策定に向けて少しでも多くのご意見をお伺いできればと思っておりますので、お忙しい所誠に恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

本調査についてご不明な点がございましたら、介護保険課管理相談係までお問合せください。よろしくお願いいたします。

記

1. 調査期間 令和7年11月10日（月）から12月5日（金）
2. 調査方法 配付方法は郵送・回答方法は調査票（書面）または電子回答
※事業所調査は電子回答のみ
3. 調査構成・対象者

	調査名	対象者
1	介護サービス事業所調査 全事業所共通設問 ＋ 業種別の選択設問（3種別）	板橋区内全事業所 約720事業所 [業種区分] ・居宅介護支援事業所 ・居宅型事業所 ・入所・入居型事業所 ※区分については裏面をご確認ください。
2	ニーズ調査 【1】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 【2】要介護認定者向け調査	【1】65歳以上の元気高齢者・事業対象者 ・要支援認定を受けている方 5,500名 【2】65歳以上の要介護1～5の方 4,900名
3	介護保険サービス利用意向実態調査	要支援・要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していない方 2,000名
4	在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 2,000名

4. 問合せ先 板橋区役所 健康生きがい部介護保険課 管理相談係
担当：内田・今城・串崎
電話：03(3579)2357 Mail: ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp

(参考) 事業所調査の業種区分

※下表の業種区分（１）居宅介護、（２）居宅型、（３）入所・入居型をご確認いただき、対応する選択設問を選んでご回答ください。

種別	サービス名称	分類	業種区分 【選択設問】
居宅介護	居宅介護支援	居宅介護	（１）居宅介護
居宅	訪問介護（総合事業含む）	訪問型	（２）居宅型
	訪問入浴介護	訪問型	（２）居宅型
	訪問リハビリテーション	訪問型	（２）居宅型
	訪問看護	訪問型	（２）居宅型
	福祉用具貸与	福祉用具型	（２）居宅型
	特定福祉用具販売	福祉用具型	（２）居宅型
	通所介護（総合事業含む）	通所型	（２）居宅型
	通所リハビリテーション	通所型	（２）居宅型
	短期入所生活介護	短期入所型	（２）居宅型
	短期入所療養介護	短期入所型	（２）居宅型
	特定施設入居者生活介護	入居型	（３）入所・入居型
地域密着	小規模多機能型居宅介護	複合型	（２）居宅型
	看護小規模多機能型居宅介護	複合型	（２）居宅型
	認知症対応型通所介護	通所型	（２）居宅型
	地域密着型通所介護（総合事業含む）	通所型	（２）居宅型
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問型	（２）居宅型
	夜間対応型訪問介護	訪問型	（２）居宅型
	認知症対応型共同生活介護	入居型	（３）入所・入居型
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居型	（３）入所・入居型
施設	介護老人福祉施設	入所型	（３）入所・入居型
	介護老人保健施設	入所型	（３）入所・入居型
	介護医療院	入所型	（３）入所・入居型

指定地域密着型サービス事業所 各位
指定介護予防・生活支援サービス事業所 各位
指定居宅介護支援事業所 各位
指定介護予防支援事業所 各位

板橋区健康生きがい部
介護保険課長 大野 真澄
(公印省略)

電子申請・届出システムでの指定申請等の書類の提出について

日頃より、板橋区の介護保険行政にご理解ご協力をいただき誠に有難うございます。

板橋区では、指定申請等の手続きを電子化するため、厚生労働省にて運用されている「電子申請・届出システム」(以下「本システム」という。)を令和 6 年 1 0 月より導入しておりますが、令和 8 年 4 月 1 日(水)より、本システムを活用した電子申請・届出手続きを原則とします。

ついては、令和 8 年 4 月 1 日以降に実施する各種手続きについては、従来の郵送・持参ではなく、本システムからの電子申請・届け出にて実施していただきますようお願いいたします。

なお、本システムを使用するためには、デジタル庁が運用する G ビズ I D (プライム又は、メンバー) を取得する必要がありますので、まだ取得していない事業所におかれましては、早期に取得手続きを進めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 電子申請・届出手続きが原則となる日
令和 8 年 4 月 1 日(水) 受付分より

2 対象のサービス及び手続

対象サービス	「電子申請・届出システム」で提出となる手続
地域密着型サービス	○新規指定申請 ○指定更新申請 ○変更届出 ○加算届出 ○休止・廃止届出 ○再開届出 ○指定辞退届出
介護予防・生活支援サービス	
居宅介護支援	
介護予防支援	

3 その他

GビズIDの取得や、電子申請・届出システムの操作方法については、下記ホームページをご参照ください。

○区ホームページ

介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」について

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kaigo/1003726/1055087.html>

(※) 令和7年度末までに、すべての指定権者において、電子申請・届出システムの利用開始及びシステム利用の原則化が、法令上規定されております。

(担当) 板橋区健康生きがい部介護保険課
施設整備・事業者指定係
電 話：03 (3579) 2253
メール:ki-sougou@city.itabashi.tokyo.jp

令和7年9月9日

板橋区内介護サービス事業者 各位

板橋区健康生きがい部介護保険課

板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金の交付申請について

平素より、板橋区の介護保険行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

板橋区では、介護現場における負担軽減及び職場環境の改善等による生産性の向上を支援するため、下記のとおりケアプランデータ連携システムの導入に係る経費を補助します。

記

1 ケアプランデータ連携システムについて

「ケアプランデータ連携システム」とは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの情報をデータ連携するシステムです。

これまで手書き・印刷し、ファックスや郵送でやり取りしていたサービス提供票や居宅介護サービス計画書等を、システム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減や経費削減が期待できます。

詳細につきましては、国民健康保険中央会ホームページおよびケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトをご覧ください。

[国民健康保険中央会ホームページ](#)

[ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト](#)

2 補助対象事業所

申請日現在において、板橋区内に所在するケアプランデータ連携システムによるデータ連携の対象となる介護サービス事業所。（別紙【補助の対象となるサービス種類】参照）ただし、休止中または法人住民税を滞納している事業所は除く。

3 補助対象経費

令和7年4月1日以降にケアプランデータ連携システムを利用するために購入したパソコンまたはタブレット端末の購入費用。ただし、消費税を除く。

4 補助金額

パソコンまたはタブレット端末の購入費用と補助基準額10万円のうち、いずれか低い金額に4分の3を乗じた金額。

5 申請方法

以下の（１）または（２）の方法により、法人単位で申請してください。

（１）電子申請

下記の電子申請フォームから必要事項の入力および必要書類を添付してください。

[電子申請（LoGo フォーム）](#)

（２）郵送または持参

郵送または介護保険課窓口への持参により提出する場合は、以下の①～⑤をご提出ください。

①板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金交付申請書兼請求書【第１号様式】

②所要額調書【第１号様式別紙１】

③領収書または情報端末を購入したことが確認できる書類の写し

④ケアプランデータ連携システムを導入したことがわかる資料

⑤法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

6 申請期限

令和７年１２月２６日（金）

7 その他

別添の「板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費助金Q＆A」をご確認の上、申請してください。

8 問い合わせ・提出先

〒173－8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 施設整備・事業者指定係

（電話）03－3579－2253

事業の概要や申請方法等については、板橋区ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kaigo/1003726/1059002.html>

介護事業者に対する支援策のご紹介

- かいごチャレンジ職場体験事業【1】
- 介護職員就業促進事業【2】
- 訪問介護採用応援事業【3】
- 訪問介護事業所訪問介護員採用経費補助【4】
- 訪問介護事業所電動アシスト自転車導入経費補助【5】
- 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業【6】
- 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業【7】
- 介護職員奨学金返済・育成支援事業【8】
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【9】
- 介護職員宿舍借り上げ支援事業【10】
- 介護現場改革促進事業
- ・デジタル機器導入促進支援事業【11】
- ・次世代介護機器導入促進支援事業【12】
- ・人材育成促進支援事業【13】
- 介護DX推進人材育成支援事業【14】
- 介護支援専門員法定研修受講料補助【15】
- 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業【16】
- 介護施設におけるカスタマーハラスメント対策強化事業【17】

※各事業ごとに別スライドとなっていますので、事業者への周知の際にぜひご活用ください。

事業内容

- 介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援
- 職場体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう

参加者（都民）募集

- ▶ 対象 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問（学生も介護福祉士養成課程以外対象）
- ▶ 募集数 1,000名程度
- キャリアカウンセラーから意向に沿う体験先を調整
- 職場体験参加1日あたり5,000円の支援金支給
（1事業所5日まで、1人3事業所まで）
- 体験後就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング

未経験者の活用支援

- かいチャレ登録事業所に対し、未経験者でも可能な業務切り出し等のアドバイス
- 有償ボランティアやスポットワーク等のトライアル利用料支援

参考

- ※ 民間の人材会社に委託して実施（令和7年4月以降、受託者決定次第、順次募集開始）
- ※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/hoken/kaigochallenge.html>（「かいチャレ」で検索）
- ※ 本事業は介護保険サービスが対象ですが、保育・児童及び障害福祉サービスを体験先としたふくチャレ事業を生活福祉部にて令和6年度より実施しています。

受入事業者募集

- ▶ 対象 都内介護保険施設または事業所
- ▶ 募集数 800所程度
- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 職場体験受入1日あたり7,100円の支援金支給



東京都福祉局



支援内容

事業者が新たに採用した介護職員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料、求人広告費 など
- ▶ 負担額上限 1人あたり198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる）
- ▶ 募集人数 950名程度（1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

※週20時間以上の勤務が対象です。

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和8年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
- ▶ 雇用開始 令和7年5月上旬～11月1日（予定）
- ▶ 対象条件 勤務の一部として、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
- ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の介護保険施設等（※訪問介護系事業所を除く。）
事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）



参考

- ※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
- ※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>
【東京都福祉人材センター】<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaiakakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



支援内容

事業者が新たに採用した訪問介護員（有期雇用職員）の雇用経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 対象期間中の賃金相当額、初任者研修等受講料 など ※求人広告費は対象外です。
- ▶ 負担額上限 1人あたり198万円 又は 120万円まで（勤務時間の長さによる） ※週10時間以上の勤務が対象です。
- ▶ 募集人数 300名程度（1事業所あたり最大3名。経験者は1事業所あたり1名まで）

条件

- ▶ 対象期間 雇用開始日～令和8年1月31日の期間で最大6か月（有期雇用契約に限る）
 - ▶ 雇用開始 令和7年5月上旬～11月1日（予定）
 - ▶ 対象条件 勤務の一部として、原則、対象期間中に以下の研修のいずれかを修了すること
 - ・無資格者…「介護職員初任者研修」
 - ・有資格者…「実務者研修」
 - ▶ 対象事業所 公募により決定された都内の訪問介護事業所等
- 事業者公募4月上旬～中旬（※6月上旬～中旬も追加募集の可能性あり）

参考

※ 東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施
※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の介護職員就業促進事業の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>
【東京都福祉人材センター】 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaiakakuho.html>

東京都福祉局



人材センター



支援内容

訪問介護事業所が、正社員として訪問介護員（ヘルパー）を新たに採用する際にかかる求人媒体掲載等の経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 求人媒体掲載費、WEB広告料、就職フェア出展経費、採用事務のアウトソーシング経費等
- ▶ 補助基準額 1法人あたり80万円（上限）
- ▶ 補助率 10／10
- ▶ 実施規模 1,300法人

条件

- ▶ 対象事業所 訪問介護事業所
(訪問介護/定期巡回・随時対応型介護看護/夜間対応型訪問介護)

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

東京都福祉局



支援内容

訪問介護事業所が、電動アシスト自転車を導入する際にかかる購入経費の一部を、都が負担します。

▲ 対象経費	電動アシスト自転車の購入経費
▲ 補助基準額	1 事業所あたり20万円（上限）
▲ 補助率	3／4
▲ 実施規模	1,500法人

- | | |
|---------|--------------------|
| ▲ 対象経費 | 電動アシスト自転車の購入経費 |
| ▲ 補助基準額 | 1 事業所あたり 20 万円（上限） |
| ▲ 補助率 | 3 / 4 |
| ▲ 実施規模 | 1, 500 法人 |

条件

- 対象事業所
訪問介護事業所

(訪問介護/定期巡回・随時対応型介護/夜間対応型訪問介護)

※1法人あたり10事業所まで

考

※令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。

【東京都福祉局】
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

東京福祉局



令和7年度 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入 支援事業



支援内容

中小の訪問介護事業所が、電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費
- ▶ 補助基準額 1 事業所あたり500万円（上限）
- ▶ 補助率 1／2
- ▶ 実施規模 30 事業所

条件

- ▶ 対象事業所 訪問介護事業所
(訪問介護/定期巡回・随時対応型介護看護/夜間対応型訪問介護)
※都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える法人は除く
※1法人あたり3事業所まで

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

東京都福祉局



支援内容

訪問介護事業者が訪問介護員の暑さ対策グッズ等の購入する際の経費の一部を、都が負担します。

- ▶ 対象経費 空調服、冷却ベスト、ネッククーラー・アイスリング等を購入する際の経費
- ▶ 補助率 3 / 4
- ▶ 実施規模 8 5 0 事業所

条件

- ▶ 対象事業所 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援
- ▶ 補助基準額 1 事業所あたり 5 0 万円上限

※職員数に応じて基準額を設定

1～10人	100千円	/	11～20人	200千円
21～30人	300千円	/	31～40人	400千円
41人～	500千円			

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

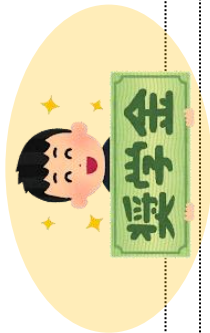
東京都福祉局



支援内容

介護職員の奨学金返済支援と育成に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- ▶ 対象経費 事業者が対象職員に支払った「奨学金返済手当」の額
- ▶ 補助基準額 月5万円上限（最大5年間補助）



条件

- ▶ 対象職員 令和7年1月2日～令和8年1月1日に新たに採用した、介護業務未経験の者
- ▶ 対象奨学金 日本学生支援機構（JASSO）、学校、地方公共団体の貸与型奨学金
- ▶ 補助条件 対象職員が以下の期間で資格取得のステップアップに取り組むとともに、事業者がそれを支援する制度を有していること

期間	1年以内	3年以内	4（・5）年目
対象資格	介護職員初任者研修の修了	実務者研修の修了	介護福祉士国家試験の受験

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>
15【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

東京都福祉局



福祉保健財団



支援内容

住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、居住支援特別手当を、都が助成します。

▶ 対象要件 各法人において居住支援特別手当を新たに設けた場合

▶ 助成額 対象者一人あたり月額最大1万円

(勤続5年目までの職員にはさらに1万円を加算)



条件

▶ 対象者：常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上(又は月80時間以上)）

▶ 居住形態等の要件 原則、居住形態・所有形態は問いません。

※「介護職員宿舎借り上げ支援事業」等の利用者については対象外です。

▶ 手当額 月額1万円（勤続5年目までの介護職員には1万円を加算）

参考

※ 事業詳細は本事業のポータルサイトからご覧ください。

【東京都居住支援特別手当ポータルサイト】

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/index.html>

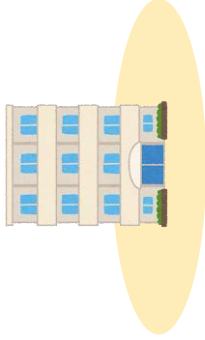
ポータルサイトは
こちらから↓



支援内容

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を、都が助成します。

- ▶ 対象経費 賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料 など
- ▶ 助成基準額 宿舎1戸あたり月82,000円
- ▶ 助成戸数 事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで
ただし、上限戸数に達した場合でも外国人は枠外で助成
- ▶ 実施規模 7,924戸



条件・補助率

災害対応要件	①区市町村から福祉避難所等の 指定を受けている事業所	②区市町村と災害時協定（※）を 締結している事業所	③その他の事業所
補助率	7 / 8		1 / 2

※【災害時協定について】「安否確認＋災害時のサービス提供等」又は「安否確認＋避難誘導」のいずれか

参考

- ※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>
17【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

東京都福祉局



福祉保健財団



支援内容

介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（介護業務支援システム）を導入する場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

対象事業所：都内において開設している介護事業所

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助基準額	補助率
介護業務支援システム導入等経費	①ソフトウェアやクラウドサービス （購入費、リース料、導入設定費 等） ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア （購入費、リース料、導入設定費 等） ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 （購入費、設置費）※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 （説明資料印刷代 等）※ICT導入に関する照会等	最大666万7千円 ※事業所の職員数に応じて異なる。	3/4
効果的な導入及び活用の支援に関する経費	システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費	100万円	3/4

介護業務支援システムの主な対象要件

- ◆ 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一通行う（一気通貫となる）ことが可能となるものであること
- ◆ 日中のサポート体制を常設していることが確認できるものであること
- ◆ 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」による情報収集に協力する意思を有すること
- ◆ IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」を宣言すること。

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>
【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

福祉保健財団



支援内容

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を都が補助します。

	(1) 次世代介護機器導入支援事業	(2) 次世代介護機器導入推進事業	(3) 見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業
対象施設	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援 ・介護予防サービス ・介護保険施設 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援
対象機器	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援	・見守り支援機器 見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備
補助基準額 (1台当たり)	40万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	40万円 (1台当たり)
補助率	3/4	3/4	3/4

条件等

- ◆ 上記(2) 次世代介護機器導入推進事業は、「アドバンスセミナー」への参加のほか、「公開見学会」等への協力が条件となります。
- ◆ 上記(3) 見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業は、令和2年度から令和6年度までに「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」、「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」又は「見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業」の補助を受けた法人は、申請を行うことはできません。

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/index.html>
【東京都福祉保健財団】<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jisedai/>

福祉保健財団



支援内容

介護事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善に取り組む場合に、必要な経費の一部を都が補助します。

▶対象施設

介護保険サービスの事業所

※過去に本補助金を申請した事業所、令和7年度にキャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所は対象外。

▶対象経費

対象経費	具体例
①コンサルティング経費	事業所の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更に当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	事業所の人材育成の仕組みに位置付けられている研修の受講又は資格取得に係る経費
③代替職員経費	本事業を活用して職員が研修受講・資格取得をする間、当該職員の不在期間中に代替で業務を行った職員の残業代、人材派遣職員の派遣料

▶補助基準額等

1 事業所当たり35万円 補助率10／10

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>
【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

福祉保健財団



支援内容

事業者が、介護DX推進人材に対する手当を支給する場合や、当該手当を支給する事業者が、IT資格の取得等にかかる研修費・資格取得費及び介護DX推進人材の研修期間の代替職員雇用費を支出する場合に、これらの取組にかかる経費を補助します。

▶対象施設

介護保険サービスの事業所 ※申請開始から起算して最長3年度申請可能

▶対象経費

- ①介護DX推進人材への手当等に係る経費
- ②介護DX推進人材の研修費・資格取得費
- ③介護DX推進人材が研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

▶補助基準額等

介護DX推進人材1名当たり50万円（1法人につき、2名まで） 補助率10／10

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigodxjinzai>

【東京都福祉保健財団】 <https://www.fukushizaidan.jp/208k-dxsuisin/>

福祉保健財団



支援内容

介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、東京都の介護支援専門員法定研修受講料の一定額を補助します。

▶ 対象経費

介護支援専門員の勤務先事業者等が負担した資格取得及び更新に必要な研修（法定研修）の受講料

▶ 補助基準額・補助率

東京都の介護支援専門員法定研修受講料単価の3 / 4相当

条件

- ▶ 対象者 都内事業所において、介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者
（研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込の者を含む）
- ▶ 対象事業所 居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等

参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。

【東京都福祉局】 [https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo lib/care/kensyuzyukouryouhozyo](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuzyukouryouhozyo)

東京都福祉局



支援内容

居宅介護支援事業所の事務職員雇用に必要な経費を、都が補助します。

- ▶ 対象事業所 都内の居宅介護支援事業所
- ▶ 対象経費 事務職員雇用経費（各事業所 1 名分）

条件

- ▶ 補助基準額 250万円
- ▶ 補助率 3 / 4



参考

※ 令和7年度事業は詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
現在、令和6年度の情報を掲載中です。
【東京都福祉局】 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/koureij/hoken/kaigo_lib/care/jimusyokuinkoyousienn

東京都福祉局



支援内容

- ①カスタマーハラスメント対策説明会の実施
- ②介護職員向けの総合相談窓口（管理者向け法律相談を含む。）の設置
- ③介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の補助
- ④セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費の補助等

条件

- ③訪問介護員補助者同行支援
 - ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
 - ◆ 補助基準額 1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に
対する給与相当額※に、複数人で訪問を行った日数を乗じて得た額
（※1時間当たり1,700円上限）
 - ◆ 補助率 3 / 4
- ④防犯機器等導入支援
 - ◆ 対象 訪問系都内介護サービス事業所（訪問入浴を除く。）
 - ◆ 補助基準額 10万円
 - ◆ 補助率 1 / 2



参考

※ 事業詳細が決まり次第、東京都のホームページ等でご案内します。
【東京都福祉局】 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

介護保険・総合事業サービスご利用状況のお知らせ（給付費通知書）の 発送について

介護保険課給付係では、給付適正化事業の一環として、毎年「給付費通知」を介護サービス利用者に送付しております。今年度より、このサービスを希望者のみを対象といたします。申し込み方法は、11 月に LoGo フォームにて、希望者から直接申し込みを受け付けできるよう準備しています。（受付終了令和 8 年 1 月末）発送する内容については令和 7 年度 8 月及び 9 月に利用されたサービスを対象として、翌年の 2 月頃に発送を予定します。今後の運用についても同様となり被保険者には区のホームページ等でご案内する予定となります。給付費通知の運用に関しては従来通りケアマネジャーの皆様には、ご担当されている利用者の方から問い合わせがありましたら、この通知は、サービス費用等の請求や給付のお知らせではなく、ご利用されたサービス内容や金額が適切なものか確認していただくための通知であることを、ご説明いただきますようお願いいたします。

「介護保険・総合事業サービスご利用状況のお知らせ（給付費通知書）」について

あなたの介護サービスを確認してください

板橋区では年に一度、給付の適正化を図ることを目的として、介護保険・総合事業サービスを特定の 2 か月間にご利用された方へ、サービスの種類や費用額、ご負担になられた金額などをお知らせしています。

令和 7 年度は、令和 7 年 8 月および 9 月のご利用分についてお知らせします。

お手元のサービス利用票（※ 1）や利用者負担分の領収証（※ 2）などと見比べていただき、ご利用されたサービスの内容や金額に誤りがないかご確認ください。

※ 1 サービス利用票 … 居宅介護支援事業所（または地域包括支援センター）から毎月発行されます。

※ 2 領 収 証 … 利用料を支払った際にサービスの提供を受けた事業所から発行されます。

☆このお知らせは、サービス費用等の請求書ではありません。
また、還付金をお知らせする通知ではありません。

● 「給付費通知」記載内容の見方（裏面もご覧ください）

サービス月	サービス事業所	サービス種類	利用した 回数/回数	あなたが負担 した金額(円)	サービス費用 合計額(円)
令和 5 年 5 月	板橋〇〇〇〇事業所	社用員貸与	30		
		訪問介護	9	3,709	3

サービスを利用した年月です。

その月にあなたが事業所に支払った金額です。利用料の軽減を受けている場合、実際の支払額と異なることがあります。

「サービス種類」の名称です。事業所名が規定文字数を超え

サービスにかかった費用です。自己負担分(1～3割)と保険給付分(7～9割)の総額です。

【LoGo フォーム受付開始日】
令和 7 年 11 月（予定）

【発送日】
令和 8 年 2 月頃（予定）

【対象月】
令和 7 年 8 月及び 9 月利用分

【送付物】

①案内文
左のとおり

②介護保険・総合事業サービス
ご利用状況のお知らせ（給付
費通知書）

あなたの介護サービスを確認してください

板橋区では年に一度、給付の適正化を図ることを目的として、介護保険・総合事業サービスを特定の2か月間にご利用された方へ、サービスの種類や費用額、ご負担になられた金額などをお知らせしています。

令和7年度は、令和7年8月および9月のご利用分についてお知らせします。

お手元のサービス利用票（※1）や利用者負担分の領収証（※2）などを見比べていただき、ご利用されたサービスの内容や金額に誤りがないかご確認ください。

※1 サービス利用票 … 居宅介護支援事業所（または地域包括支援センター）から毎月発行されます。

※2 領 収 証 … 利用料を支払った際にサービスの提供を受けた事業所から発行されます。

**☆このお知らせは、サービス費用等の請求書ではありません。
また、還付金をお知らせする通知ではありません。**

●「給付費通知」記載内容の見方（裏面もご覧ください）

サービス月	サービス事業所	サービス種類	利用した 日数/回数	あなたが負担 した金額(円)	サービス費用 合計額(円)
令和5年5月	板橋〇〇〇〇事業所	福祉用具貸与	30		
		訪問介護	9	3,709	3
		居宅介護支援		0	15,424
				6,109	76,508
令和5年6月	高島平〇〇〇〇ショートステイ事業所	短期入所	9		
	高島平〇〇〇〇ショートステイ事業所	特定入所者介護サービス等	9		
	〇〇〇〇居宅介護支援事業所	居宅介護支援	-	0	16,438

サービスを利用した年月です。

その月にあなたが事業所に支払った金額です。利用料の軽減を受けている場合、実際の支払額と異なることがあります。

「サービス種類」の名称です。事業所名が規定文字数を超えている場合、表示できないことがあります。
【例】特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）

サービスにかかった費用です。自己負担分(1～3割)と保険給付分(7～9割)の総額です。

「特定入所者介護サービス等」は負担限度額の認定を受けて食費・滞在費が軽減されている方のみ表示されます。

「居宅介護支援」および「介護予防支援」には利用者負担がないため、「0」と表示されます。

給付費通知をご覧ください際の注意点

- (1) 給付費通知は、介護サービス事業者からの請求にもとづいて、すでに支払いが行われた給付費について作成したものです。担当ケアマネジャー等とサービス内容について相談する際に、この通知書をご活用いただき、身体状況に見合った有効なサービスをご利用ください。また、利用した覚えのないサービスの記載があるときは、担当ケアマネジャーやサービス提供事業所に連絡し、確認をお願いします。なお、この通知により、介護保険上の手続き等をお願いするものではありませんので、ご注意ください。
- (2) 住宅改修費や福祉用具購入費、施設サービス費（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）は記載されておられません。また、事業者からの請求が遅れているなどの理由で、実際にはサービスを受けていても記載されていない場合があります。
- (3) 「居宅介護支援」および「介護予防支援」とは、ケアマネジャーが作成した居宅サービス計画の作成にかかる費用です。利用者負担はありませんので、「あなたが負担した金額」は「0」と表示されています。
- (4) 「あなたが負担した金額」、「サービス費用合計額」とも、介護保険の給付対象にならないサービスや、食費や滞在費、日用品費、レクリエーション代等は含まれていません。ただし、負担限度額の認定を受けて適用されている方には、「特定入所者介護サービス等」として、食費や滞在費が記載されています。
- (5) 「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」により、利用者負担額が軽減されている方は、実際にお支払いになられた金額とは異なる場合があります。
- (6) 給付費通知は、所得申告をする際の医療費控除証明書として使用できません。

[問い合わせ先]

板橋区板橋 2-66-1

板橋区健康生きがい部介護保険課給付係

電話 03-3579-2356

令和7年11月4日
集 団 指 導 資 料

区内介護サービス事業者 様

厚生労働省策定資料改定のお知らせ

日頃より、板橋区の介護保険事業についてご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
厚生労働省老健局が策定している「身体拘束廃止・防止の手引き」、「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」が令和7年3月に内容が改定されています。

今後、事業所内の研修などの機会に職員の皆さまに、ご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 「身体拘束廃止・防止の手引き」

データは下記のリンクよりご確認お願い致します。

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(国マニュアル) > 別冊 >
> 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

2 「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」

データは下記のリンクよりご確認お願い致します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gensoku_ikoui.html

【問合せ先】

板橋区健康生きがい部介護保険課指導係
電話:3579-2386

障がいのある方の障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1 はじめに

介護保険制度の対象となる障がい者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先的に利用していただくことが基本となっております（障害者総合支援法第7条）。

一方で、障がい者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスのみでは必要な支援を受けることができないことも想定されます。したがって、介護保険サービスの優先適用は、サービスの種類に応じて一律に行うものではなく、障害福祉サービスを利用できる場合もあります。

居宅介護支援事業者の皆様におかれましては、障がい者が65歳に到達した場合などで、介護保険サービスを利用する際には、個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、ご配慮をお願いします。

2 年齢によるサービス利用可能な範囲について

	介護保険法による		生活保護受給者
	特定疾病なし	特定疾病該当者	
～39歳	障害福祉サービス		
40～64歳	障害福祉サービス	介護保険サービス	障害福祉サービス
65歳～	介護保険サービス（障害福祉サービス）		

3 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係について

・障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険優先が基本となります。

		障害福祉サービス	介護保険サービス
両制度に共通のサービス(相当するサービス例)	ホームヘルプ	居宅介護	訪問介護
	デイサービス	生活介護	通所介護
	ショートステイ	短期入所	短期入所生活介護

・介護保険サービスに相当するサービスがない、障害福祉サービス固有のサービスについては利用が認められています。

例) 同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 他

・次の①、②のように介護保険サービスのみでは十分な支援を受けることができないと判断した場合には、障害福祉サービスの利用が可能となることがあります。

① 介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみでは支援が不足すると認められる場合

② 介護保険の要介護認定結果が非該当になるなど、介護保険サービスを利用できないで、障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合

【問い合わせ先】

障がいサービス課板橋地域支援係  3 5 7 9 - 2 4 6 0 FAX 3 5 7 9 - 2 3 6 4

障がいサービス課赤塚地域支援係  3 9 3 8 - 5 1 1 8 FAX 3 9 7 9 - 0 5 8 1

障がいサービス課志村地域支援係  3 9 6 8 - 2 3 3 7 FAX 3 9 6 9 - 2 2 5 1

※板橋地域支援係担当地域 板橋・稲荷台・大谷口・大谷口上町・大谷口北町・大山町・大山金井町・大山西町・大山東町・加賀・熊野町・小茂根・幸町・栄町・中板橋・仲宿・仲町・中丸町・東山町・氷川町・富士見町・双葉町・本町・南町・向原・大和町・弥生町

※赤塚地域支援係担当地域 赤塚・赤塚新町・上板橋・桜川・大門・東新町・常盤台・徳丸・中台・成増・西台・三園一丁目・南常盤台・四葉・若木

※志村地域支援係担当地域 相生町・小豆沢・泉町・大原町・坂下・清水町・志村・新河岸・高島平・蓮沼町・蓮根・東坂下・舟渡・前野町・三園二丁目・宮本町

みつかえる板橋

医療・介護・障がい・通いの場情報MAPシステム

医療・介護・障がい福祉関係 事業所の皆様

「板橋区ケア倶楽部」の初期登録手続きにご協力をお願いします。

※「板橋区ケア倶楽部」の詳細は裏面参照

※初期登録手続き（メールアドレス及びFAX番号のご登録のみ）に必要なID/パスワードは、各事業所様宛に郵送しています。ご不明な場合、裏面問合せ先までご連絡ください。

※年1回FAXで公開情報調査を実施していますので、併せてご協力お願いいたします。（裏面参照）



令和7年10月、地域資源の情報をより一体的に検索できるシステムとして、リニューアルしました。

様々な検索方法で、情報を検索できます。

1

地図・住所

から探す

2

事業所名

から探す

3

サービス・種別

から探す

● 主な運用変更の内容



- ・対象のサービスに該当する
区内の介護・医療・障がい福祉の全事業所を原則公開へ！
※従来は、公開同意のあった一部事業所のみを公開



- ・公開対象となる障がい福祉サービスの情報を拡充！
※例：計画相談支援、放課後等デイサービスの情報など



- ・新たに通いの場の情報を追加！
※例：10の筋トレ、福祉の森サロン（集いの場）、ふれあい館の情報など

● 本システムのアクセス方法

URL : <https://carepro-navi.jp/itabashi>

方法① 検索エンジンから

方法② 2次元コード読取り

「板橋区 MAPシステム」で検索

板橋区 MAPシステム

検索



～住み慣れた“いたばし”にいつまでも～ 板橋区版AIP 31

● 関係者向けサイト（板橋区ケア倶楽部）でできること

板橋区よりID/パスワードを配付された医療・介護・障がい福祉サービス事業所などの関係者のみ板橋区ケア倶楽部の利用が可能です。板橋区ケア倶楽部は、医療・介護・障がい・通いの場情報MAPシステムのページ下部のボタンより遷移します。ぜひご活用ください。



- ・区からのお知らせの配信（配信アドレス：admin@carepro-navi.jp）
→ご登録いただいたメールアドレス宛に公開通知が届きます
- ・関係者向けの項目の閲覧が可能で、より詳細な情報を確認可能に
→例：（介護）対応可能な医療処置など、（医療）レスパイト入院の受入れ可否など
- ・情報の掲載や利用の費用は無料（インターネット環境が必要です）

介護・福祉ニュース

医療や介護・障がい福祉にまつわる様々な最新ニュースを閲覧することができます。

お知らせ・情報

以下の閲覧が可能です。

- ・区からのお知らせ
- ・厚生労働省のお知らせ
- ・東京都からのお知らせ

キーワード検索で欲しい情報を手間をかけずに閲覧できます。なお、区からは登録したメールアドレス宛に公開通知が届きます。

板橋区 ケア倶楽部

文字サイズ 標準 拡大

お知らせ 掲載 関係者専用検索 Q&A

介護・福祉ニュース

2025年05月15日

情報提供（介護）

インカムで支援、カメラで見守り、訪問介護の外国人労働者が好まれている（Print）

2025年05月15日

情報提供（障がい）

障害者の芸術活動サポート、山口県がセンター開設、販売や収益化を後押し（WAM NET）

2025年05月15日

情報提供（医療）

宮城県が医療救急事業者と協定、大規模災害など備え（WAM NET）

2025年05月14日

情報提供（介護）

外国人介護人材、政策・現場の最前線がまとめて分かる同級生会、参加無料で（Print）

資源検索

医療・介護・障がい福祉・通いの場の地域資源を検索することができます。関係者向けの項目を閲覧する場合は、こちらから検索が可能です。

お知らせ・情報

タブ内の数字は、過去1ヶ月分の未読のお知らせの数を表しています。

2 板橋区のお知らせ

37 厚生労働省

259 都道府県

12 老人福祉施設協議会

15 シルバー新報

おとしより保健福祉センターからのお知らせ | 研修のご案内

二部会研修のご案内

2025年05月13日

掲示板

区が作成した各テーマについての掲示板で意見交換することができます。

● 情報の掲載にあたって

年1回、FAX調査にて公開情報の内容確認を実施するとともに、ご回答いただいた内容については、区の事業である板橋区医師会在宅医療センター療養相談室と共有し、在宅療養中の方、在宅療養を支える方からの相談支援に活用させていただきます。お手数おかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

※令和7年度公開情報調査は10月に実施。（公開情報はケア倶楽部から随時更新可能です。）

※運用変更に伴い、原則、全事業所が公開対象となりますが、諸事情により非公開を希望する場合は、下記トーテックアメニティ（株）情報センターへご連絡をお願いいたします。

※当サービスの運用は、トーテックアメニティ（株）に委託しています。



本事業についてのお問合せ

板橋区健康生きがい部おとしより保健福祉センター TEL：03-5970-1114

サイト・システム・公開についてのお問合せ

トーテックアメニティ（株）情報センター

TEL：03-5657-3203

FAX：03-5909-8803

郵便等による 不在者投票ができます

郵便等による不在者投票制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方が、その等級や要介護状態区分により、選挙の際に郵送等（郵便又は信書便）で投票ができる制度です。

事前の申請が
必要です

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度			備 考
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	
	免疫、肝臓の障害	○	○	○	

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度				備 考
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	「要介護5」

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1

郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

申請書
(署名必要)

身体障害者手帳
又は
戦傷病者手帳
又は
介護保険の被保険者証

① 証明書の交付を申請します

郵便等投票証明書

② 郵便等により送付します

選挙人

2

投票手続

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

請求書
(署名必要)

郵便等投票証明書

① 投票用紙・投票用封筒を請求します

投票用紙・投票用封筒

② 郵便等により送付します

投票用紙・投票用封筒

③ 自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します

投票用封筒
(署名必要)

記載済み
投票用紙

④ 郵便等により送付します

※この資料は、総務省・（財）明るい選挙推進協会の「郵便等による不在者投票ができます」より一部抜粋したものです

知っておきたい、 緊急時の情報収集

板橋区
防災
メール

Disaster Preparedness

Bousai



板橋区防災メール



板橋区内の災害情報・気象情報・緊急犯罪情報などをメールで受信できます。

登録方法

このQRコードを読み取って「空メール」を送信してください。



または、下記のメールアドレスを直接入力し、「空メール」を送信してください。

itabashi@cousmail-entry.cous.jp

返信メールが送られてきますので、メールに添付されている登録用URLを30分以内にクリックしてください。



受け取りたい情報を選んで、登録完了です！



STEP1

STEP2

STEP3

ご利用上の注意点

- ◆ お使いの携帯電話に迷惑メールの拒否設定をされている場合は、「itabashi@info.cous.jp」からのメールが受信できるように設定を変更してください。
- ◆ ご利用の通信機器の状況や周囲の環境、各種の障害発生によりメールが届かない場合があります。
- ◆ このメールサービスは無料でご利用いただけますが、受信に伴う通信料は自己負担となります。

受信できる情報

登録画面から、受信する情報を選択できますので、必要な情報をお選びください。

※ 「⑧避難情報、⑪緊急情報」については、必ず送信されます。

受信できる情報は以下のとおりです。

No.	配信情報	配信条件・内容
①	気象情報 (特別警報・警報・注意報)	気象庁が板橋区に対し、以下の気象情報を発表した場合にメールを配信します。 ◆ 大雨・暴風・大雪・暴風雪特別警報 ◆ 大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪警報 ◆ 大雨・洪水・強風・大雪・雷注意報 また、気象情報が切り替わった場合及び解除になった場合にもメールを配信します。
②	土砂災害警戒情報	気象庁が板橋区に大雨警報を発表している状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に発表された警戒情報を配信します。
③	記録的短時間大雨情報	気象庁が東京都で数年に1度しか発生しないような短時間の大雨を観測した時に、発表された記録的短時間大雨情報を配信します。
④	地震情報	板橋区内で震度3以上の地震が発生した場合に配信します。
⑤	火山情報	富士山の噴火警戒レベルが高まった場合に配信します。
⑥	南海トラフ地震情報	気象庁が南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連開設情報を発表した場合に配信します。
⑦	天気予報	気象庁が発表する板橋区の天気予報を電子メールの配信確認を兼ねて、毎週金曜日のお昼ごろに配信します。
⑧	避難情報	板橋区から発令する避難情報等を配信します。
⑨	雨量情報	板橋区内に設置された雨量観測局(13箇所)において、観測値が一定の基準値を超えた場合に雨量情報を配信します。
⑩	河川水位情報	板橋区内に設置された河川水位観測局(8箇所)において、観測値が一定の基準値を超えた場合に水位情報を配信します。
⑪	緊急情報	災害時(または災害発生のおそれがある場合)、インフルエンザ等の世界的な大流行時や微小粒子状物質(PM2.5)が濃度レベルAに達した場合等に、板橋区からの緊急なお知らせを配信します。
⑫	板橋区からのお知らせ	防災訓練など防災に関する情報を配信します。

いたばし 防災 プラス アプリ

もしもに備える、 今すぐ使える防災アプリ

家族や大切な人の安否確認、避難情報、ライフラインの被害状況もこれひとつ。
日頃から使い慣れておくことで、安心につながります。



便利な機能 多数

気象情報
交通・ライフライン情報
多言語機能



災害時に役立つ 機能

プッシュ通知機能
防災マップ
被害報告機能



アプリの
ダウンロードはこちら

Android用



iOS用



いたばし防災+アプリの機能紹介



気象情報

- ・ 区の気象情報
- ・ 台風情報
- ・ 河川の水位や映像 など



交通・ライフライン情報

- ・ 公共交通機関の運行状況
- ・ 道路情報
- ・ 電気・ガス・水道・通信情報

防災マップ

様々な情報を地図上に表示して確認できます。

- ・ 避難指示等発令状況
- ・ 避難所の開設・混雑状況
- ・ 各種ハザードマップ など



被害報告機能

災害時に被害を発見した場合、写真とともに区に被害報告ができます。

※写真を投稿する場合は、プライバシーに配慮してください。
※災害時にのみに利用できる機能です。



その他の機能

✔ プッシュ通知機能

避難指示等の緊急情報や防災行政無線放送内容をプッシュ通知で確認できます。

✔ GPS機能

GPSを有効にすることで、現在地周辺の避難指示等の発令状況や近隣の避難所などを地図上で確認できます。

✔ コミュニティ機能

自由にコミュニティを作成し、家族や友人等と情報共有や安否確認ができます。

✔ 多言語機能

言葉の壁によるリスクを減らすため、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の5言語の表示ができます。

※本アプリのインストールは無料ですが、通信費は利用者の負担となります。

お問い合わせ

板橋区危機管理部防災危機管理課

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2154 メール：kk-kikikanri@city.itabashi.tokyo.jp

ネットワーク通信

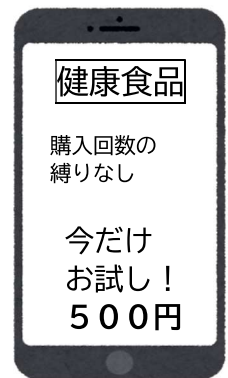
高齢者の悪質商法被害防止につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

悪質商法による高齢者の被害を未然に防止するため、また、早期に被害を発見するためには日常生活をサポートする皆さんの「見守り」が大切です。今回は、お試し価格で購入したら、定期購入が条件であったという通信販売トラブルの相談事例を紹介します。

【相談事例】

●2カ月前に SNS を見ていた時に「縛りなし」「今だけお試し！500円」と表示された特別割引価格の健康食品の広告が出てきた。興味を持ち広告上の「注文する」ボタンをタップし、注文した。商品が届き代金の500円はコンビニ後払いで支払った。

翌月、身に覚えのない荷物が自宅に届いたので、配送業者の店舗へ持って行き受け取り拒否した。しかしその後、後払い決済業者から約15,000円を請求され、受け取り拒否した荷物は健康食品の2回目分だったと分かった。定期購入ではなく、1回限りの注文をしたと思っていたし、2回目に届いた健康食品は手元にないので支払いに納得できない。



【消費者センターからアドバイス】

- SNS やネット上の情報を安易に信用しないようにしましょう。
- 安さを強調した広告に注意しましょう。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認しましょう。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット（※）で保存しましょう。
（※）パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。
- 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

板橋区消費者センター

03（3962）3511 相談専用

月曜～金曜（受付時間：午前9時～午後4時30分）

まずはお電話を！



発行：板橋区消費者センター
問合せ：03（3579）2266

消費者トラブル ひとりで悩まず すぐ相談 消費者ホットライン

官公庁をかたる
不審な電話が
かかってきた



局番なし

188

えっ「お試し」の
つもりだったの
に、定期購入？



「いやや」消費者ホットライン

様々な消費者トラブルに巻き込まれたらまず相談！
「いやや（１８８）泣き寝入り。」と覚えてください。

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

消費者ホットラインは地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口におつなぎします。

月曜～金曜	9:00～16:30	板橋区消費者センター(03-3962-3511)
土曜	9:00～17:00	東京都消費生活総合センター(03-3235-1155)
土・日・祝日	10:00～16:00	国民生活センター

「板橋区消費者センター公式X(旧 Twitter)」のご案内



公式アカウント shohi_itabashi

板橋区消費者センターは、消費者トラブル情報などくらしに役立つ情報をX(旧 Twitter)でタイムリーに発信しています。フォローよろしくお願いします。ご自身でX(旧 Twitter)の登録をしなくても、下記の「２次元コード」または「URL」からX(旧 Twitter)をご覧ください。

【URL】https://x.com/shohi_itabashi

【２次元コード】



● 13:45～14:45 **特別講演Ⅰ**

「高齢者に適した医療とは： 患者学のすすめ」

講師

秋下 雅弘

東京都健康長寿医療センター
理事長 兼 センター長

座長

齋藤 英治

板橋区医師会 会長



● 14:45～14:55

東京都相互理解のための対話促進支援事業

「緊急時の対応について」

鈴木 陽一 板橋区医師会 副会長

● 15:05～16:05 **特別講演Ⅱ**

「人生110年時代を目指す 裏切らない筋トレ」

講師

谷本 道哉

順天堂大学
スポーツ健康学部教授

座長

吉野 正俊

板橋区医師会 副会長



参加費無料

申込制

2人の専門家による健康寿命を延ばすために必要な講演会を行います。

第29回 板橋区医師会医学会 区民公開講座

開催
日時

令和7年 **11/30** (日)
開場 13:00 開演 13:30

会場

板橋区立文化会館
大ホール

[板橋区大山東町51-1]

定員

1,200名(先着順)

※定員になり次第、締め切ります。

第29回 板橋区医師会医学会 区民公開講座申込方法

参加費
無料

定員
1200名
(先着順)

参加ご希望の方は、板橋区医師会のWebサイトまたは往復ハガキで11月19日までにお申し込みください。ただし、定員(1200名)になり次第、締め切りとなりますのでご了承ください。

当日ご入場の際はメールまたはハガキの参加証をご提示ください。
2名でお申込の方は、お待ち合わせのうえ一緒にご入場ください。

板橋区医師会 Webサイトから お申し込み

<http://www.itb.tokyo.med.or.jp/gakkai/index.html>

区民公開講座参加申込みの入力フォームに必要事項をご入力の上お申し込みください。
正常に登録が完了しましたら、お申込完了のメールを送信いたしますので当日はその画面をお見せください。



往復ハガキでの お申し込み

往復ハガキの方はお申し込み後から10日前後でお申込完了のお知らせ(返信ハガキ)を送付いたします。当日は忘れずにお持ちください。

申し込み内容

①郵便番号・住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④申込人数

※往復ハガキは、返信用にも住所・氏名を記入してください。

※ハガキ1枚につき申込は最大2名までです。

※氏名・住所等の個人情報は、返信ハガキの送付にのみ使用させていただきます。

申し込み先

板橋区医師会医学会事務局 〒173-0012 板橋区大和町1-7

往復ハガキ記入例

85円 〒1730012 板橋区医師会 医学会事務局 行 東京都板橋区大和町1番7号	※何も書かないでください。	85円 □□□□□□ お申し込み者のお名前様 お申し込み者のご住所	①郵便番号・住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④申込人数
〈往信-表面〉	〈返信-裏面〉	〈返信-表面〉	〈往信-裏面〉